

## 下水道法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 計画放流水質の区分に応じて下水を処理する方法に、循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法を追加すること。  
(第五条の六関係)

第二 特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれる一・一―ジクロロエチレンに係る排水基準を緩和すること。  
(第九条の四関係)

## 第三 附則

- 一 この政令は、平成二十三年十一月一日から施行すること。
- 二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。